

「2022 年日本政府年次報告『強制労働に関する条約』（第 29 号）（2018 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 31 日）」に対する意見

2022 年 7 月 29 日
日本労働組合総連合会

質問 (b)

①外国人技能実習制度

○ 技能実習法及びその施行規則の実際の適用に関する情報について

日本政府の年次報告では、技能実習法および労働関係法令等の違反について、外国人技能実習機構による実地検査、労働基準監督機関による監督指導を行い、重大または悪質な法令違反については取消し等の行政処分や送検を行っているとしている。しかし、2018 年の年次報告に対する連合意見でも指摘したように、2021 年の監督指導状況においても、依然として約 7 割の実習実施者に労働基準関係法令違反が認められており、違反率は高止まりしたままである。

また、外国人技能実習機構の令和 2 年度業務統計によれば、技能実習実施困難時届のうち、団体監理型では技能実習生都合を理由とするものが全体の 7 割以上を占め、そのうち行方不明を理由とするものが約 2 割ある。技能実習生の行方不明事案については、その背景に劣悪な労働環境があることも少なくなく、法令に違反した実習実施者および監理団体への実地検査の頻度を上げるとともに、許可取消や受入停止など厳正に対処することによって、法の履行確保をはかるべきである。

なお、会計検査院が 2021 年 7 月に公表した報告書「外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について」によれば、2019 年 4 月～9 月に発生した技能実習生の行方不明又は死亡事案につき、事案発生から 6 カ月経過した時点で実地検査が未実施であったものが約 2 割あった。そのうち、7 割については客観的資料も入手されておらず、行方不明又は死亡に至った資料の散逸および、優先的に実地検査を実施する必要がある実習実施者を適切に判断できない恐れがあることが指摘されている。

技能実習生の劣悪な労働環境については、特定技能制度創設の際の第 197 臨時国会において問題となり、法務省が技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームを立ち上げ、「調査・検討結果報告書」（2019 年 3 月 28 日）を公表している。報告は初動対応を強化し、不正行為等の速やかな是正を図る必要性を指摘している。また、この間のコロナ禍において、技能実習生の解雇等に係る労働相談も増えているが、技能や技術の開発途上国等への移転を図るという技能実習制度の趣旨に鑑みれば、安易な解雇に対して厳正な対処をはかるとともに、外国人技能実習機構による積極的な相談・援助支援を行うことが求められている。

これらを踏まえれば、法に基づく適正な運用を実現するためには外国人技能実習機構の体制を一層強化するとともに、労働関係法令および入管法等の各種法令に関する研修を実施し、職員の育成に努めるべきである。

以 上

「2022 年日本政府年次報告『就業が認められるための最低年齢に関する条約』(138 号)(2018 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 31 日)」に対する意見

2022 年 7 月 29 日
日本労働組合総連合会

質問(c)について

日本国政府の年次報告では、就業の最低年齢規制を含む労働関係法令の監視組織として、労働基準監督署と労働基準監督官を掲げており、労働基準監督官の数(3,042 人)は、前回報告(2018 年報告:2,978 人)に比べて微増にとどまっている。

労働基準監督官数(3,042 人)と労働者(雇用者)数(6,045 万人:2022 年 3 月労働力調査)とを比較すると、労働基準監督官 1 人あたりの労働者数は 1 万 9,871 人であり、前回報告時(労働基準監督官 2,978 人、5,930 万人:2018 年 3 月労働力調査)の労働基準監督官 1 人あたりの労働者数 1 万 9,912 人をやや下回る水準であり、前回調査から改善したとは言い難い状況にある。

また、この水準は労働基準監督官 1 人あたりの労働者数は最大 1 万人とする ILO 基準(※)を大きく下回っている。

監督業務に従事する労働基準監督官は ILO 基準まで増員するとともに、監督を強化し、違反した場合に企業名を公表するなど就業の最低年齢規制違反をはじめとする労基法違反への適正かつ厳格な対応をはかることが必要である。

※ 2006 年 11 月 ILO 理事会「Strategies and practice for labour inspection(GB. 297/ESP/3)」

以 上

「2022 年日本政府年次報告『最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約』（第 182 号）（2018 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 31 日）」に対する意見

2022 年 7 月 29 日
日本労働組合総連合会

日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上